

妊産婦健康診査等に係る助成制度のご案内

阿賀町では、妊産婦さんの経済的負担を軽減し、安心して元気な赤ちゃんを出産できるよう、妊産婦健康診査等の費用を助成します。

助成の種類	助成内容	申請に必要なもの	申請期限
妊婦健康診査費 及び交通費	<u>規定の１４回分（受診票利用）に加え、１５回目以降も助成します。</u> <u>（多胎児の場合は、規定の受診間隔以外の回数分も助成）</u> ※未使用の受診票がある場合はご返却ください。 ※１５回目以降の健診と、多胎児の場合で規定の受診間隔以外の回数分の健診については、医療機関で料金を支払った後、申請により助成されます。	①申請書 ②母子健康手帳 ③振込先の口座情報が確認できるもの ④領収書及び明細書(原本) ⑤未使用の受診票	通院月から ６月以内
産婦健康診査費 及び交通費	<u>産後１カ月の健康診査費用の全額を助成します。</u> ※健診費用が５，０００円を超えた場合は、医療機関でその差額を支払った後、申請により助成されます。 （例：健康診査の費用が６，０００円だった場合は、 １，０００円を医療機関で支払った後、 申請により１，０００円が助成されます。）		
新生児 聴覚検査費	<u>出生時に行う聴覚検査費用の全額を助成します。</u> ※医療機関で料金を支払った後、申請により助成されます。	①申請書 ②母子健康手帳 ③振込先の口座情報が確認できるもの ④領収書及び明細書(原本)	検査を実施した月の 末日から １年以内

【お問い合わせ先】

阿賀町役場本庁

こども・健康推進課 こども係：TEL（０２５４）９２－５７６２

【申請場所】

阿賀町役場本庁こども・健康推進課 こども係：TEL ９２－５７６２

鹿瀬支所 行政係：TEL ９２－３３３０ 上川支所 行政係：TEL ９５－２２１１

三川支所 行政係：TEL ９９－２３１１